

行政 & 暮らしの情報






電話 ファックス ホームページ Eメール

(各担当課のGはグループの略です)

お知らせ

7月から「ふれあいバス」の運行内容が変わります

市では、現在運行している「ふれあいバス」の車両を新しくするとともに、運行内容を一部変更します。

主な変更点

- ・日曜日・年末年始を除く毎日、同じ時間と同じコースを運行します。
 - ・Aコース…西地域防災コミュニケーションセンターバス停を新設
 - ・Bコース…永和駅北口バス停を新設
 - ・Cコース…生涯学習センターバス停を新設
 - ・Dコース…生涯学習センター東バス停を新設
- 詳細は、「市政のひろば」6月号及び7月号でお知らせします。

問合せ 企画政策課行政経営G
内線23332

市民病院に最新の結石破碎装置を導入

4月から最新の結石破碎装置が稼働しました。

今回導入されたこの装置は、従来のものよりも効率よく確実に結石を破碎することができます。

仰向けのまま腹部からも背部からも治療を受けることができ、治療中の患者さんの負担が大幅に軽減されています。

また、治療室も木目を基調とした、やさしい雰囲気に変更しましたので、落ちついた気持ちで治療を受けていただけます。

問合せ 市民病院管理課用度G
内線2211



▲市民病院の最新結石粉碎装置

災害時要援護者登録制度

市では、災害時に救援救護を必要とする人(災害時要援護者)の安否確認や避難誘導、避難所での支援などを迅速・的確に行うため、災害時要援護者登録制度があります。

災害時要援護者支援を行うためには、

自主防災会や民生委員をはじめ地域の関係団体などに、救援を必要とする方の情報が事前に必要となります。個人情報の提供となるため、本人や家族などからの申し出(「津島市災害時要援護者名簿登録申出書兼登録台帳」の提出)をすることにより登録されます。

対象となる方でも申し出がなければ名簿には登録されませんのでご注意ください。

なお、登録された名簿は、市と各自主防災会、地区民生委員で厳重に管理します。

また、災害が発生した場合のみに関係団体などへ情報提供を希望される方も登録を受け付けていますので、各受付場所でお問い合わせください。

対象 災害が発生した場合または発生が予測される場合に支援者のいない次の方

- ・介護認定者(3・4・5)
 - ・ひとり暮らし高齢者
 - ・寝たきり高齢者
 - ・認知症高齢者
 - ・75歳以上の高齢者世帯
 - ・精神障がい者保健福祉手帳所持者(1級のみ)
 - ・療育手帳所持者(A判定のみ)
 - ・身体障害者手帳所持者(1・2級のみ)
 - ・その他支援が必要な方
- 受付場所** 地域安全課 福祉課 高齢介護課・保健センター(健康推進課)・神守支所・神島田連絡所

問合せ 地域安全課防災G
内線23322

「人権擁護委員の日」特設人権相談

人権擁護委員は、私たちのまちなかな相談パートナーです。1人で悩みを抱え込まず、まず相談することが解決への近道です。

子どものことや家庭での悩み事、いじめや体罰、プライバシーの侵害などの相談に応じます。

相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

日時 6月2日(月)

午前9時～午後3時

場所 総合保健福祉センター

相談員 人権擁護委員

問合せ 人権推進課人権同和行政推進G
内線2271

人権を理解する作品展

昨年12月に「人権週間」行事の一環として、小中学生を対象に作品コンクールを実施しました。

応募作品の中から作品を選出し、展示会を行います。

期間 5月14日(水)午後1時～6月13日(金正午)

場所 市立図書館1階力ウンター奥展示コーナー

展示物 ポスター、書道、標語

問合せ 人権推進課人権同和行政推進G
内線2271

表1 水道料表(2カ月につき)

| メーターの口径 | 基本料金 | | 水量区分 (m ³) | 水量料金 | |
|---------|----------|-----------|------------------------|------------------------|---------|
| | 料 金 | | | 1m ³ 当たりの料金 | |
| | 改定後 | 現 行 | | 改定後 | 現 行 |
| 13mm | 1,694円 | 1,648円50銭 | 1~20 | 70円 | 68円25銭 |
| 20mm | 4,644円 | 4,515円 | 21~40 | 108円 | 105円 |
| 25mm | 7,344円 | 7,140円 | 41~100 | 183円 | 178円50銭 |
| 40mm | 22,680円 | 22,050円 | 101~160 | 221円 | 215円25銭 |
| 50mm | 34,128円 | 33,180円 | 161以上 | 275円 | 267円75銭 |
| 75mm | 78,408円 | 76,230円 | | | |
| 100mm | 129,600円 | 126,000円 | | | |
| 150mm | 302,400円 | 294,000円 | | | |

表2 下水道使用料表(2カ月につき)

| 水道汚水 | 区 分 | 使 用 料 | | |
|-------|---------------------------------------|--------|-----------|-------------|
| | | 改定後 | 現 行 | |
| | | | 流域関連公共下水道 | 単独公共下水道(暫定) |
| 超過使用料 | 基本使用料 | 2,674円 | 2,600円 | 2,160円 |
| | 21m ³ ~60m ³ | 144円 | 140円 | 120円 |
| | 61m ³ ~100m ³ | 159円 | 155円 | 130円 |
| | 101m ³ ~200m ³ | 174円 | 170円 | 145円 |
| | 201m ³ ~1000m ³ | 190円 | 185円 | 160円 |
| | 1001m ³ 以上 | 205円 | 200円 | 175円 |

消費税率引き上げ分

暫定使用料適用期間終了による増額分

使用料金改定のお知らせ

水道料、下水道使用料、コミュニティ・プラント使用料

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、水道料、下水道使用料の料金改定をさせていただきます。

水道料・下水道使用料

改定時期 平成26年度3期分(8月請求分)から(表1・2・3参照)
問合せ 上下水道部管理課
 内線2441・2442

単独公共下水道の下水道使用料の改定

単独公共下水道の使用料の皆様には、平成26年度2期分(7月請求分)まで暫定使用料を適用することになっておりますが、平成26年度3期分(8月請求分)からは、暫定使用料適用期間終了による増額分と消費税率引き上げ分が含まれた改定後の使用料を適用することになります。(表2・3参照)

| 水道料の計算方法 | | | | |
|---|-----------|----------------|----------------------------------|--|
| 【計算例】 口径13mmで2カ月分の使用水量が49m ³ の場合 | | | | |
| 基本料金 | 1,694円(a) | 水量料金 | 70円×20m ³ =1,400円(b) | |
| | | | 108円×20m ³ =2,160円(c) | |
| | | | 183円×9m ³ =1,647円(d) | |
| 合計料金(基本料金+水量料金) | | a+b+c+d=6,901円 | | |
| 下水道使用料の計算方法 | | | | |
| 【計算例】 2カ月分の使用水量が49m ³ の場合 | | | | |
| 基本使用料(20m ³ まで) | 2,674円(a) | 超過使用料 | 144円×29m ³ =4,176円(b) | |
| 合計料金(基本使用料+超過使用料) | | a+b=6,850円 | | |

なお、改定使用料適用分から流域関連公共下水道の使用料と統一になります。ご負担が大きくなりますが、ご理解とご協力よろしくお願いいたします。

| コミュニティ・プラント使用料表(2カ月につき) | | | | |
|--------------------------------------|-----------|------------|---------------------------------|--|
| 区 分 | 使 用 料 | | | |
| | 改定後 | 現 行 | | |
| 基本料金 | 3,024円 | 2,940円 | | |
| 汚水料金(汚水量1m ³ につき) | 86円 | 84円 | | |
| コミュニティ・プラント使用料の計算方法 | | | | |
| 【計算例】 2カ月分の使用水量が49m ³ の場合 | | | | |
| 基本料金 | 3,024円(a) | 汚水料金 | 86円×49m ³ =4,214円(b) | |
| 合計料金(基本料金+汚水料金) | | a+b=7,238円 | | |

コミュニティ・プラント使用料の改定

改定時期 平成26年度3期分(8月請求分)から(表4)

問合せ 上下水道部下水道課
 内線2429・2443



6月から津島市国保特定健診・後期高齢者健診がはじまります

実施期間

- ・市内医療機関
- ・6月2日(月)～10月31日(金)
- ・海部地域の医療機関
- ・9月30日(火)まで

| 健診名 | 対象 | 自己負担額 | 内容 |
|---------|-----------------------------------|-----------|---|
| 特定健診 | 受診日に津島市国民健康保険に加入中の40歳以上75歳未満の方 ※1 | 1,000円 ※2 | 問診、身体計測、血圧、尿検査、血液検査(血糖・脂質・肝機能・腎機能・貧血)、心電図、眼底検査(眼底検査は該当の方のみ) |
| 後期高齢者健診 | 受診日に後期高齢者医療保険に加入している方 ※1 | 無料 | |

※1 年度の途中(実施期間中)に他の健康保険等から津島市国保または後期高齢者医療に加入した方で、今年度まだ同様の健診を受けていない方は、健診を受けることができます。加入申請をした月の翌月末頃までに受診券が届かない方は、保険年金課にお問い合わせください。(施設入所者は対象外となります。)

※2 次の方は自己負担が無料となります。
 ・昭和25年3月31日以前生まれの方
 ・平成27年3月末時点で40歳・45歳・50歳の方

・世帯主及び津島市国保加入者全員が市民税非課税世帯の方(今年度非課税世帯になった方は、受診券が届いてから、保険年金課にお問い合わせください。)

受診券送付時期

5月下旬に対象者の方へ送付します。(一部の方は、受診券の送付が遅れる場合があります。)

※がん検診等の受診券については、健康推進課から別に送付されます。

受診方法

・送付された受診券を受け取ったら、希望する医療機関へ予約をする。
 (実施医療機関は、健康診査受診券に同封のチラシを参照)

- ・受診券の問診票欄等を記入する。
- ・健康診査受診券と保険証を持って、医療機関で受診する。

・後日、受診した医療機関で結果を聞く。

注意事項

津島市国保及び後期高齢者医療以外の健康保険に加入している方で、受診を希望される場合は、お勤め先やご加入の健康保険等へお問い合わせください。
 また、受診券の再交付・健康診査に関するお問い合わせは、保険年金課へご連絡ください。

情報提供のお願い

津島市国民健康保険に加入中の方で、平成26年度中に人間ドックや職場での健康診査を受けられる方は、受診結果を津島市へご提供いただくことで、結果に基づき対象の方へ生活改善のアドバイス等をさせていただきます。

皆さんの健康管理のためにも、受診結果の情報提供にご協力をお願いいたします。

問合せ 保険年金課国民健康保険G

内線21229

平成26年度国民健康保険税納税通知書(第1・2期)の発送

納税通知書を5月中旬に送付します。仮算定として概算で前年度の保険税の10分の2をお支払いいただく内容のもので、(平成25年度途中加入の方も同様です。)

| | | |
|------|-----|----------|
| 納付期限 | 第1期 | 6月2日(月) |
| | 第2期 | 6月30日(月) |

「7月中旬」には、今年度の保険税額

を確定した精算分の納税通知書(第3～10期)を送付します。平成26年4月1日以降に新規加入された世帯の納税通知書も7月に送付します。

なお、全額一括納付を希望される場合は、全ての納付書を持参のうえ、全額をお支払いください。

保険税はコンビニエンスストアでも納付できます。ただし、納期限を過ぎたり、納付書を汚したりすると利用できませんのでご注意ください。なお、納付の確認に2週間ほどかかります。

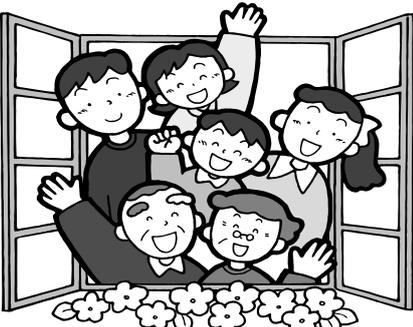
保険税納付は口座振替で!!

口座振替納付は、一度の手続きで済み、金融機関等に納めに行く必要がなく、仕事などで忙しい方に大変便利です。

市役所の窓口での手続きでは、キャッシュカードをオンライン端末で読み取り、暗証番号を入力すれば、その場で申込みが完了します。ぜひご利用ください。(一部利用できない金融機関があります。)

問合せ 保険年金課国民健康保険G

内線21225～21229



市民課窓口業務のご案内

水曜日の窓口業務の延長について(祝日は除く)

場所 市役所市民課窓口

延長時間 午後5時15分～午後7時

実施業務

- ・住民票の写しの交付
- ・戸籍謄・抄本(戸籍全部・個人事項証明書)等の交付
- ・印鑑登録証明書の交付(印鑑登録証が必要です。)
- ・印鑑登録の申請
- ・自動車臨時運行許可証の交付

注意事項 転入・転出・転居等の住民異動届、広域交付住民票、住民基本台帳カードの交付等はできません。

神島田連絡所での土・日曜日の証明書交付について(祝日・振替休日は除く)

場所 神島田連絡所

交付時間

午前8時30分～午後5時15分

実施業務

- ・住民票の写しの交付
- ・印鑑登録証明書の交付(印鑑登録証が必要です。)

注意事項 戸籍謄・抄本(戸籍全部・個人事項証明書)・附票等の交付・転入・転出・転居等の住民異動届、広域交付住民票の交付、印鑑登録の申請、住民基本台帳カードの交付等はできません。

その他 土・日曜日以外の開館日(市役

所が閉庁の場合を除く)には、戸籍謄・抄本(戸籍全部・個人事項証明書)・附票等の交付も行っていますのでご利用ください。

市民サービスコーナー(総合保健福祉センター内2階)での証明書交付について

取扱日時

月～金曜日(祝日・振替休日は除く)、午前8時30分～午後5時15分

実施業務

- ・住民票の写しの交付
- ・戸籍謄・抄本(戸籍全部・個人事項証明書)・附票等の交付
- ・印鑑登録証明書の交付(印鑑登録証が必要です。)

注意事項 転入・転出・転居等の住民異動届、広域交付住民票の交付、印鑑登録の申請、住民基本台帳カードの交付等はできません。

住民票の写しの電話予約について

市民課窓口の業務時間中に、市役所や神守支所、市民サービスコーナーにお越しになれない方のために、住民票の写しの電話予約をお受けしています。

予約できる住民票の写し

- ・本人または同一世帯に属する方の住民票の写し
- ・本人または同一世帯に属する方の住民票の写し

予約受付

月～金曜日(祝日・振替休日は除く)の午前8時30分～午後5時

交付時間

月～金曜日(水曜日を除く)

午後5時15分～9時

水曜日 午後7時～9時

土・日曜日・祝日 午前8時30分～午後9時

市役所当直室

代理人による住民票の写し等の交付申請について

住民票の写し：同一世帯以外の方の住民票の写しの取得には、委任状が必要。本籍・続柄入りもしくは世帯全員の住民票の写しには、委任状と併せて委任者の本人確認書類(コピー可)が必要。申請書に委任者の住所、氏名が正しく記載されないと交付されません。

戸籍謄・抄本等の交付：直系尊属・卑属以外の方の戸籍謄・抄本等の取得には、委任状が必要になる場合があります。申請書に本籍地、筆頭者氏名が正しく記載されないと交付されません。

印鑑登録の申請：委任状、代理人印鑑、登録印鑑が必要。印鑑登録証(カード)及び証明書は即日交付されません。

印鑑登録証明書：印鑑登録証(カード)が必要。申請書に委任者の住所、氏名、生年月日が正しく記載されないと交付されません。

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度について

この制度は、代理人や第三者による請求に基づいて住民票の写しなどを交付したとき、本人に交付事実を通知するものです。

制度の利用を希望する方は、申請者本人の確認書類(運転免許証・旅券・住民基本台帳カードなど、代理人は委任状と委任者の本人確認できる書類、法定代理人の場合は資格を証明する書類)を持参のうえ、市民課市民・戸籍グループで申請してください。

「住民基本台帳カード」について
身分証明書の提示を求められ、困ったという経験はありませんか?
そんな時に役立つのが「住民基本台帳カード(住基カード)」です。

申請者 本人(15歳未満または成年被後見人を除く)
申請に必要なもの
・印鑑(朱肉を使つもの)
・写真(縦45mm×横35mm)1枚
※市民課窓口での撮影も可能です。

交付 運転免許証、パスポートなどの官公署発行の顔写真付きの身分証明書と健康保険証・年金手帳などが必要です。

※顔写真付きの身分証明書をもちでない方は、即日交付されず、郵便により本人照会後に交付となります。

手数料 500円

問合 市民課市民・戸籍G

内線2112～2115

5 「市政のひろば」つしま2014.5